

○京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例

平成 26 年 9 月 30 日

条例第 24 号

改正 平成 28 年 3 月 29 日条例第 12 号

平成 31 年 3 月 27 日条例第 5 号

令和 3 年 3 月 29 日条例第 6 号

京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 50 年京田辺市条例第 7 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 責務（第 3 条—第 6 条）

第 3 章 廃棄物の減量（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 廃棄物の適正な処理（第 10 条—第 18 条の 3）

第 5 章 清潔の保持（第 19 条）

第 6 章 京田辺市ごみ減量化推進審議会（第 20 条）

第 7 章 手数料（第 21 条・第 22 条）

第 8 章 雜則（第 23 条—第 25 条）

第 9 章 罰則（第 26 条・第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進及び適正処理のために必要な事項を定めることによって、廃棄物の減量、循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 再生資源集団回収 市内の区、自治会その他の営利を目的としない団体が、専ら資源化する目的で、再生利用が可能な廃棄物を自主的に回収する活動をいう。

第2章 責務

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における廃棄物の状況を把握し、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、循環的な利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市民及び事業者の意識の啓発を図らなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市民の自主的な活動を支援しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進することにより廃棄物の減量を行うとともに、自らの責任において環境上支障が生じないうちに廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、不用品の活用若しくは再生品の使用等を図り、又は生活の中で発生した廃棄物をできる限り自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第3章 廃棄物の減量

(市が行う減量)

第7条 市は、循環型社会の形成を図るため、事業者及び市民による廃棄物の発生の抑制及び再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正処理及び再生利用を推進しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備、作業方法の改善を図る等、能率的に行わなければならない。
- 3 市は、事業者及び市民の意識の啓発及び自主的活動を支援し、効率的な施策の実施を図るため、必要な情報の収集、提供を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事業者が行う減量)

第8条 事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物の再使用及び再生利用を促進しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使い捨ての製品等の使用ができる限り抑制するとともに、製品等の包装の簡素化を図らなければならない。
- 3 事業者は、その製造、加工、販売等を行う商品について、再使用及び再生利用が行いやすいよう工夫しなければならない。

(市民が行う減量)

第9条 市民は、使い捨ての製品等の使用ができる限り抑制し、再使用可能な製品を購入すること及び再生利用が可能な物は適正な分別等を行うこと等により、廃棄物の発生の抑制並びに物品の長期使用及び再生利用に努めなければならない。

- 2 市民は、再生利用が可能な廃棄物について、再生資源集団回収及び市が行う分別収集等に協力しなければならない。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第10条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定めるに

当たっては、京田辺市ごみ減量化推進審議会の意見を聴かなければならぬ。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画の変更について準用する。

(一般廃棄物の処理の委託)

第11条 市長は、前条の一般廃棄物処理計画の範囲内において、一般廃棄物の処理を市以外の者に委託することができる。

(一般廃棄物の処理)

第12条 市長は、一般廃棄物処理計画に従って、市の区域内における一般廃棄物を生活の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 土地又は建物の占有者等（占有者がない場合は、管理者。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物について、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管すること等により、市が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 占有者等は、一般廃棄物の排出に際して、産業廃棄物を混入してはならない。

4 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集及び運搬に際して、産業廃棄物を混入してはならない。

(排出規制)

第13条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、一般廃棄物のうち次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 人の健康又は生活環境に有害な物質を含むもの
- (3) 引火性のあるもの等危険性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発生させるもの
- (5) 一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある一般廃棄物

(技術管理者の資格)

第14条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下この条において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（専門職大学前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工

学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(事業者の自己処理の基準)

第15条 事業者は、その土地又は建物内的一般廃棄物を自ら処理するときは、その一般廃棄物を法第6条の2第2項に定める基準（特別管理一般廃棄物については、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準）に準じて処理しなければならない。

2 市長は、事業者のうちその事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

3 市長は、第1項の規定に違反した者又は前項の指示に従わない者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市長は、前項の勧告を受けた者が当該期限を過ぎても必要な措置を講じなかつたときは、当該事実に関してその者の氏名を公表することができる。

(適正処理困難物)

第16条 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定する一般

廃棄物以外の一般廃棄物のうち、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして、その適正な処理が困難であると認められるものを適正処理困難物に指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工及び販売を行う事業者に対し、その適正処理困難物を自らの責任で回収すること等、適正に一般廃棄物を処理することを補完するために必要な協力を求めることができる。

(一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入れ)

第17条 市が設置する一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、別に定める基準に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、廃棄物を搬入しようとする者が市長の指示に従わないときは、市長は、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

- 3 法第11条第2項の規定により、一般廃棄物とあわせて市が処分できる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物のうち、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で、市長がその都度指定する。

- 4 廃棄物を搬入しようとする者が、前項に規定する産業廃棄物を本市が設置する一般廃棄物処理施設に搬入する場合においては、第12条第3項及び第4項の規定は適用しない。

(収集又は運搬の禁止)

第18条 市又は市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画に基づき、所定の集積所（市が家庭系一般廃棄物を収集するための場所として指定した集積所をいう。）に排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 実施団体（規則で定める実施団体をいう。以下同じ。）又は実施団体が指定する者以外の者は、実施団体が行う再生資源集団回収において、実施団体が指定した場所に持ち出された資源物（家庭から排出された一般廃棄物のうち、規則で定める再生利用が可能なものをいう。）であって、規則で定める方法により明示されたものを収集し、又は運搬してはならない。

(命令)

第18条の2 市長は、前条の規定に違反する行為をした者に対して、その行

為をしないよう命ずることができる。

(違反事実の公表)

第18条の3 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、かつ、その証拠を提出する機会を与えなければならない。

第5章 清潔の保持

第19条 占有者等は、その土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられないよう、適正な管理に努めなければならない。

2 占有者等は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。

3 土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄の誘発及び都市美観の汚損を防止する措置を講じなければならない。

4 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所に、みだりに廃棄物を捨てること等により当該公共の場所を汚してはならない。

第6章 京田辺市ごみ減量化推進審議会

第20条 京田辺市ごみ処理基本計画に基づき、市、事業者及び市民が一体となつたごみの減量化及び資源化の推進を図るため、法第5条の7第1項の規定により、京田辺市ごみ減量化推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査、審議等を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) ごみ処理の基本方針となる計画に関すること。
- (2) ごみの減量化及び資源化の推進を図る方策に関すること。
- (3) ごみの減量化及び資源化の推進に係る調査及び研究に関すること。
- (4) ごみの減量化及び資源化の啓発事業の計画立案及び実施に関すること。
- (5) その他ごみの減量及び適正処理について必要な事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員17人以内をもって組織す

る。

- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第21条 市長は、第12条に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 市長は、正当な理由なしに第1項の手数料を納入しない者があるときは、当該手数料が納入されるまでの間、その者に対する一般廃棄物の収集、運搬又は処分を停止することができる。
- 5 市長は、第17条第3項に定める産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理するときは、当該産業廃棄物を一般廃棄物とみなして手数料を徴収する。

(許可等の申請に対する審査手数料)

第22条 市長は、法第7条又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の規定に基づく許可等の申請に対する審査につき、別表第2に掲げる手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料は、当該申請の際に納入するものとし、既納の手数料は、還付しない。

第8章 雜則

(報告の徴収)

第23条 市長は、法第18条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の保管、

排出、処理等に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第26条 第18条の2の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月29日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第21条第1項の規定による手数料の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月27日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第6号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

○京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例施行規則
平成 26 年 9 月 30 日
規則第 78 号
改正 平成 28 年 3 月 29 日規則第 15 号
令和 3 年 3 月 29 日規則第 11 号

京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和 51 年京田辺市規則第 13 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成 26 年京田辺市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）及び条例の例による。

（一般廃棄物の処理の申込み）

第 3 条 土地又は建物の占有者等（占有者がない場合は、管理者。以下「占有者等」という。）は、本市が行う一般廃棄物の処理（ごみ等の定期の収集、運搬及び処分を除く。）を受けようとするときは、所定の方法により市長に申し込まなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物について、本市が行う一般廃棄物の処理を継続して受けようとする場合は、一般廃棄物処理申込書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の位置図
- (2) 収集運搬に使用する車両の写真
- (3) 申請者が前号に掲げる車両の所有権（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権限）を有することを証する書類
- (4) 事業系一般廃棄物減量計画書

3 市長は、前項の申込みを承認したときは、一般廃棄物処理承認書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

4 占有者等は、前項の承認を受けた内容を変更し、又は取り消すときは、一般廃棄物処理（変更・取消）申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（多量の一般廃棄物を生ずる事業者の基準）

第4条 条例第15条第2項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画の作成、一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる事業者は、概ね1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の廃棄物を排出する事業者とする。

（一般廃棄物処理施設における廃棄物の受入基準）

第5条 条例第17条第1項の規定により別に定める受入れの基準は、一般廃棄物であって、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 本市の区域外において生じた一般廃棄物
- (2) 有害な物質を含む廃棄物
- (3) 著しい悪臭を発生させる廃棄物
- (4) 爆発又は引火のおそれがある廃棄物
- (5) 可燃物で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
- (6) 不燃物で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
- (7) その他本市が行う一般廃棄物の処分に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる廃棄物

（所定の集積所の台帳整備）

第5条の2 市長は、条例第18条第1項の所定の集積所の位置を記載した台帳を整備しなければならない。

2 前項の台帳の縦覧場所は、京田辺市環境衛生センター甘南備園とする。

（実施団体）

第5条の3 条例第18条第2項の規則で定める実施団体は、再生資源集団回収を行う団体のうち、京田辺市再生資源集団回収事業補助金交付要綱（平成4年京田辺市告示第60号）第4条第1項の規定による届出をしたものとする。

（実施団体等以外において収集又は運搬が禁止される再生利用が可能なものの）

第5条の4　条例第18条第2項の規則で定める再生利用が可能なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 缶類
- (2) ビン類
- (3) 新聞類その他の紙類
- (4) 布類
- (5) 金属類

(実施団体等以外において収集又は運搬が禁止される明示の方法)

第5条の5　条例第18条第2項に規定する明示は、持ち出された資源物に別記様式第3号の2を貼付する方法によるものとする。

(京田辺市ごみ減量化推進審議会)

第6条　条例第20条に規定する京田辺市ごみ減量化推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 各種団体を代表する者
 - (4) 事業者を代表する者
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。
- 6 会長は、会議の議長となる。
- 7 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 8 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

10 審議会の庶務は、清掃衛生担当課において処理する。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(一般廃棄物手数料の徴収方法等)

第7条 条例第21条に規定する手数料の徴収方法は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が別の徴収方法によることが適當と認める場合は、この限りでない。

2 粗大ごみの品目及び手数料は、別表第2のとおりとする。

3 別表第1に規定するし尿くみ取り券は、別記様式第4号とする。

4 別表第1に規定する粗大ごみ処理券は、別記様式第4号の2とする。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第8条 条例第21条第3項に規定する手数料の減免基準は、次のとおりとする。

(1) 暴風、豪雨、地震等の自然災害により被害が生じた世帯 10割

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受ける者 4割

(3) その他 市長がその都度定める。

2 手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（別記様式第5号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合及び市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の申請が適當であると認めたときは、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書（別記様式第6号）を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第9条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可（新規・更新）申請書（別記様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 申請者が、個人である場合は住民票の写し、法人である場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書の写し

(3) 申請者が、個人である場合は履歴書、法人である場合は代表者及び役員全員の履歴書並びに従業員名簿

(4) 申請者が、個人である場合は申請者の所得が確認できる書類、法人である場合は前年の決算書の写し

(5) 法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面

(6) 申請者に市税の滞納がないことを証する書類

(7) 取引を行う予定の事業所の一覧表

(8) 営業車両の写真

(9) 申請者が前号に掲げる営業車両の所有権（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権限）を有することを証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

2 法第7条第6項の規定により市長が行う一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可（新規・更新）申請書（別記様式第7号）に、前項第1号から第6号まで及び第10号並びに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 施設の図面

(2) 申請者が前号に掲げる施設の所有権（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権限）を有することを証する書類

3 淨化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により市長が行う浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可（新規・更新）申請書（別記様式第8号）に、第1項第1号から第4号まで、第6号及び第10号並びに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 営業所の見取図及び位置図

(2) 取引を行う予定の浄化槽設置者の一覧表

(3) 設備及び器材の一覧表及び写真

(4) 浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

（一般廃棄物処理業等の許可基準）

第10条 法第7条第1項の規定により市長が行う一般廃棄物処理業の許可は、次に掲げる基準に適合している場合に行うものとする。

- (1) 申請者が自ら業務を実施するものであること。
 - (2) 申請者（申請者が法人である場合は、その業務を行う役員及び従業員の全て）が、法第25条から第34条までの罪を犯して刑に処せられその執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、1年以上経過していること。
 - (3) 申請者及び従業員が暴力団等の関係者でないこと。
 - (4) 申請者が実施する業務が生活環境の保全上支障がなく、かつ、適正に処理することが確実であること。
 - (5) 申請者が取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
 - (6) 申請者が行う一般廃棄物の処分方法及び処分先が適正であること。
 - (7) 法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に適合していること。
 - (8) 法第7条第5項各号で定める要件に適合していること。
 - (9) 一般財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する産業廃棄物処理業許可申請講習会を修了していること。
 - (10) 走行中に一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない運搬車を保有していること。
 - (11) 運搬車の保管場所及び洗車設備を有すること。
 - (12) 本市の区域内において、申請者が事業者と一般廃棄物の収集運搬の委託契約を締結し、又は締結する予定であり、継続して一般廃棄物の収集又は運搬を行うことが確実であること。
 - (13) その他市長が必要と認める基準
- 2 法第7条第6項の規定により市長が行う一般廃棄物処理業の許可是、前項第1号から第7号まで及び第13号並びに次に掲げる基準に適合している場合に行うものとする。
- (1) 法第7条第10項各号で定める要件に適合していること。
 - (2) 申請者が保有する処理施設の種類、数量及び設置場所が適正であ

り、かつ、処理能力が十分に備わっていること。

(3) 一般財団法人日本環境衛生センターが主催する廃棄物処理施設技術管理者講習を修了した技術管理者を配置していること。

3 淨化槽法第35条第1項の規定により市長が行う浄化槽清掃業の許可は、第1項第1号から第4号まで及び第13号並びに次に掲げる基準に適合している場合に行うものとする。

(1) 浄化槽法第36条各号で定める要件に適合していること。

(2) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）で定める技術上の基準に適合していること。

(許可証の交付等)

第11条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の許可又は浄化槽法第35条第1項の許可をした者（以下「許可業者」という。）に対し、法第7条第1項及び第6項の許可をしたものには一般廃棄物処理業許可証（別記様式第9号）を、浄化槽法第35条第1項の許可を行ったものには浄化槽清掃業許可証（別記様式第10号）を交付するものとする。

2 浄化槽法第35条第2項に規定する許可期限は、2年間とする。

3 市長は、第9条の規定による申請があった場合において、適当でないと認めるときは、その旨を記載した書面により申請者に通知するものとする。

(許可証の譲渡等の禁止)

第12条 許可業者は、前条の規定により交付を受けた許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第13条 許可業者は、許可証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書（別記様式第11号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(許可の更新)

第14条 法第7条第2項又は第7項による許可の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期限の満了日1月前までに、第9条に規定する許可申請を行わなければならない。この場合において、申請者は、第9条の規定にかかわらず、その内容に変更がないときに限り、同条に規定する書類の一部を

省略することができる。

(許可申請事項の変更の許可等)

第15条 法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（別記様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第9条に規定する書類のうち、市長が必要と認めるもの
- (2) 一般廃棄物処理業許可証

2 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定による届出を行う者は、処理業許可申請事項変更届出書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(許可を受けた業務の廃止又は休止)

第16条 許可業者は、その自ら行う業務を廃止し、又は業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、その30日前までに一般廃棄物処理業等廃止・休止届（別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第17条 市長は、許可業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。

- (1) 法第7条の4第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。
- 2 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 法第7条の3各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 浄化槽法第41条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) 第10条に規定する基準を満たさなくなったとき。
 - (4) 正当な理由がなく1月以上業務の全部又は一部を休止したとき。
 - (5) 法令、条例及びこの規則の規定に違反したとき。
 - (6) 一般廃棄物処理計画の変更等の事由により、許可を取り消す必要が生じたとき。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(許可証の返還)

第18条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に許可証を返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。
- (4) 業務を廃止し、又は休止するとき。

(一般廃棄物処理実績報告書の提出)

第19条 一般廃棄物収集運搬業許可業者は、一般廃棄物の収集及び運搬に関する前年度の実績を一般廃棄物処理実績報告書（一般廃棄物収集運搬業）

（別記様式第15号）により、翌年の4月末日までに市長に報告しなければならない。

2 一般廃棄物処分業許可業者は、一般廃棄物の処分に関する前年度の実績を一般廃棄物処理実績報告書（一般廃棄物処分業）（別記様式第16号）により、翌年の4月末日までに市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第20条 条例第24条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記様式第17号）とする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例施行規則の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月29日規則第15号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第11号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第20条を第21条とする改正規定、第19条の改正規定及び同条を第20条とする改正規定、第18条の次に1条を加える改正規定、別記様式第15号の改正規定及び同様式を別記様式第17号とする改正規定並びに別記様式第14号の次に2様式を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

京田辺市ごみ減量化推進審議会委員名簿

施行規則第6条 第1項中の各号	氏名	所属
(1) 市議会の議員	河田 美穂	京田辺市議会 建設経済常任委員
	河本 隆志	京田辺市議会 建設経済常任委員
(2) 学識経験を有する者	浅利 美鈴	京都大学地球環境学堂准教授
	米田 泰子	京都ノートルダム女子大学名誉教授
(3) 各種団体を代表する者	寺西 章郎	京田辺市協働のまちづくり推進協議会会长
	鈴木 俊寛	京田辺市商工会会長
	藤田 捷正	京田辺エコパークかんなび
(4) 事業者を代表する者	太田 邦彦	株式会社椿本チエイン
	多田羅 純平	パナソニックデバイス日東株式会社
	藤森 真希子	株式会社平和堂 アル・プラザ京田辺
(5) 市長が適当と認める者	伊井 賢二	一般公募
	大野 祐子	一般公募
	衣川 伸子	一般公募
	津熊 祥典	一般公募
	中山 節子	一般公募

任期：令和元年12月19日から令和3年12月18日まで